【理事会声明】

国民の知る権利を奪い、平和を脅かす、憲法違反の特定秘密保護法案の廃案を求める

安倍政権が臨時国会に提出した特定秘密保護法案は、防衛、外交、特定有害活動防止、テロ防止の４分野について「安全保障に関する情報」を保護するためとしながら、「行政機関の長」が指定した「特定秘密」をもらした公務員や、取材活動や市民団体による調査など「特定秘密」を知ろうとする行為まで処罰の対象とし、最長で「懲役10年」もの重罰を科す内容である。同法案は、国民の知る権利を奪い、平和を脅かす憲法違反の悪法であり、私たちは即時の廃案を求める。

第一に、何を「特定秘密」にするかどうかは行政機関の長次第であり、秘匿の対象が無制限に広げられる恐れがある。「特定秘密」の範囲が国民生活のあらゆる分野に拡大されかねず、行政機関の裁量による指定は、政府にとって都合の悪い情報を半永久的に国民から隠すことも可能とする。

第二に、「特定秘密」を扱う者本人やその家族、親戚、友人に対する警察などの行政機関による「適正評価」の実施、思想調査を含む網羅的な身上調査が行われるなど、国家による重大なプライバシー侵害である。国民監視、国民選別の社会になる危険性がある。

第三に、「秘密保護法」に「違反」して逮捕された場合、裁判の過程さえも明らかにされない暗黒裁判が行われる危険がある。裁判の過程でも「特定秘密」は開示されず、「被疑者」、「被告人」は一体何の理由で捕まっているのかさえも分からず、また弁護士も知りえず、裁判で弁護することすらできない。

第四に、「特定秘密」に指定した場合、何を「特定秘密」にしたかは明らかにされない。国民には何が秘密かさえ分からないという事態にもなりかねない。国民の知る権利、報道の自由、取材の自由を侵害し、情報の制限により民主主義と国民の基本的人権の根幹を崩すものである。

同時に重大なことは、安倍政権がこの法案を国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案と一体で成立させようとしていることである。国家安全保障会議は、国の安全保障にかかわる重大事項を「４大臣会合」（首相、官房長官、防衛相、外務相）などを設けて、平時から有事までの重要な外交・軍事の政策を官邸主導で決定しようというものである。アメリカと協力して「海外で戦争する国」に日本をつくり変える動きの一環であり、二法案は軍事立法そのものである。

戦前の日本には天皇制政府が「大本営」や「最高戦争指導会議」などつくって、戦争を指導し、「軍事機密法」や「国防保安法」で国民を縛り、目と耳と口をふさいで戦争を推進した歴史がある。私たちは医療人として、命と平和を脅かす「戦争する国づくり」を絶対に許さない。

日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権に反する法案の即時廃案を強く求め、「秘密保護法案」反対の一点ですべての人々に共同をよびかける。

2013年11月９日

大阪府歯科保険医協会第８回理事会